

震度 5 弱以上の地震が観測された場合の対応について

新見市立刑部小学校

震度 5 弱以上の地震が観測された場合（緊急地震速報が発表された場合）の対応については、次のとおりとする。

記

1 時間帯別等の対応

登校前	・学校が再開するまで、安全な場所（自宅や避難所など）で待機する。
登下校中の場合	・看板や家屋、ブロック塀などから離れて、頭部を保護し、揺れが収まるまで動かないようにする。 ・揺れが収まってから、近くの人に尋ねるなどして、広場などの安全な場所に一時避難する。その後、安全を確認しながら学校か自宅の近い方に行く。
学校滞在中の場合	①すべての教育活動を中止し、安全な場所（運動場）に児童を避難誘導する。 ②安全が確認できた段階で、保護者に引き渡す。 ※震度 5 弱以上の地震の場合、通信が寸断され家庭に連絡がとれない場合もありますが、保護者への引き渡しは行いますので、十分に注意して学校に迎えに来てください。
夜間・休日など	・学校が再開するまで、安全な場所（自宅や避難所など）で待機する。

2 連絡方法

- 保護者や家庭へは、告知放送・ウサギメール等を使って連絡します。
 - ・ 地震後のウサギメールは、通信事情によりすぐには届かないことがあることをご承知おきください。

付則

- 1 この対応は、令和 2 年 6 月 1 日から実施する。